

第21回オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）
活字メディアおよびその他の非権利保有メディアのための
IOCインターネット・ガイドライン¹

インターネットは、スポーツおよびオリンピック・ムーブメントの伝達および宣伝のための重要な媒体である。IOCはこの媒体を、オリンピック競技大会の報道を発信するプラットフォームとして捉えている。

IOCは、メディア組織がこの媒体を自身のビジネスに統合しており、オンライン読者に向け、また来る第21回オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）（「競技大会」という）開催中にファンにより良い情報を提供するために、オリンピック関連のコンテンツを独自のウェブサイトに掲載することを理解している。しかし、IOCには、オリンピック競技大会を報道するためのインターネットの使用が、オリンピック憲章およびオリンピック・ムーブメント全体の最良の利益に従って行われていることを確認する義務がある。さらに、インターネット上を含め、第21回オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）の動画の配信はIOCの知的財産権の一部であり、許可を得た競技大会の放送権保有者にこの権利を与えることは、競技大会を開催し、選手のトレーニングを行うために必要な資金を提供するものとなる。

従って、IOCは、IOCの知的財産権を侵害するようなインターネットの使用を認めない。特に、適切な許可を持たない者は、競技大会におけるあらゆるオリンピック・イベントの動画または実況放送音声の配信を認められない。

下記のガイドラインは、プレスおよびその他の非権利保有者がIOCの権利を尊重しながらインターネットを使用するための方法を説明する目的で作成されたものである。これらのガイドラインは、IOCニュース・アクセス規則で特に合意されていない限り、競技大会のすべての非権利保有メディアに適用される。

1. 文字および写真による報道

本ガイドラインに含まれる項目はいずれも、メディアがオリンピック競技大会および関連イベントに関する独自のニュースおよび写真報道を自身のウェブサイトに提供する自由、あるいはメディアが撮影した写真を自身のウェブサイトで発表する際の編集の独立性を制約することを意図するものではない。メディア組織は独自のウェブサイトを利用し、オリンピック競技大会の文字および写真による報道、たとえば新聞に掲載されるようなニュース、競技成績、記事および写真等

¹ これらのガイドラインは、第21回オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）にのみ適用される。IOCは現行のガイドラインを変更する権利を留保する。ガイドラインは、英語版を正とする。

© Copyright IOC 2009 無断複写・複製・転載を禁ず
オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）

を、通常の報道／編集用としてのみ発信することができる。編集上の目的で静止画像を掲載することもできるが、これらの静止画像を連続して再生することにより、動画のように見せることは認められない。メディア組織は、「Olympic」あるいは「Olympics」（または他の言語でこれと同義語）の語をドメイン名に含めることは認められない（たとえば、[www.\[myname\]olympics.com](http://www.[myname]olympics.com) は認められないが、[www.\[myname\].com/olympics](http://www.[myname].com/olympics) は認められる）。同様に、メディア組織は、競技大会を報道するための独立したオリンピック専用ウェブサイトを立ち上げることはできない。

2. ビデオ禁止／オーディオ禁止

インターネット上を含め、競技大会の動画の配信は IOC の知的財産権の一部である。メディア組織は、IOC ニュースアクセス規則で認められている場合を除き、または下記の例外で認められる場合を除き、競技大会の動画または実況放送音声を送信することは認められない。これにはウェブカメラも含まれるが、それに限らない。具体的には、スポーツアクション、ミックスゾーンおよび競技会場内の記者会見室での選手へのインタビュー、開閉会式およびメダル授与式その他の活動、資格認定ゾーン（競技会場および練習会場、オリンピック選手村、メインプレスセンター等）内で行われるチャット・セッション等を含むオリンピック・イベントの音声または動画は、生中継であれ録画であれ、またその出所に関わらず、掲載してはならないということである。

上記にも関わらず、

- 正規の報道機関は、記者会見終了後少なくとも 30 分間遅らせることを条件に、プレスセンター（MPC）およびウィスラー・メディアセンター（WMC）で行われる記者会見の全部または一部を、地域的制約無しにインターネットで配信することができる。
- IOC による事前の書面での許可を得ることを条件に、特定地域の放送権保有者によって、IOC ニュースアクセス規則の例外が認められる場合がある。

適用される国内法規に含まれる公正取引または同様の条項により、正規の報道機関が報道目的でオリンピック素材をインターネット上で使用することが認められる場合には、そのような素材のインターネット上での報道は、特定地域外の人々がアクセスできないようにしなければならない。そのような素材のインターネット上での報道は、公正取引または同様の条項が適用される地域に限定、すなわちジオブロックされなければならない。地域保全のないインターネットでの報道は、IOC の知的財産権および他の地域の他の放送権保有者の権利の侵害となるため、そのような行為は明確に禁止されている。IOC ニュースアクセス規則の他の条項もすべて、適用される。

3. オリンピック競技成績コンテンツの使用－通知

IOC から提供されるオリンピック競技成績コンテンツを使用する場合には必ず、著作権タグライ

ン (“©2010 IOC”) をすべての競技成績表またはリストの下に明示し、すべてのオリンピック競技成績について、Atos Origin および Omega のテキスト・クレジット（すなわち、「公式競技成績提供：Atos Origin、計時および競技成績管理：Omega」）を記さなければならない。

4. オリンピックマーク

メディア組織は、オリンピックシンボルを含むオリンピックマークを、編集目的でのみ使用することができる。メディア組織は、これらのマークと自身、または第三者あるいは第三者の製品またはサービスを、自身、第三者あるいは第三者の製品またはサービスが、IOC、VANOC、競技大会および／またはオリンピック・ムーブメントと公式な関係を持っているかのような印象を与える方法で関連付けてはならない。

5. リンク

報道を補足するため、IOCはメディア組織に対し、自身のウェブサイトを競技大会の公式ウェブサイト (www.vancouver2010.com)、IOC (www.olympic.org) および各国内オリンピック委員会のウェブサイトにリンクすることを奨励している²。

6. IOC ブログ・ガイドライン

本ガイドラインを前提として適用される「第21回オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）資格認定者のためのIOC ブログ・ガイドライン」を添付するので、参照のこと。

7. 監視

IOC は、オリンピック・オンライン・コンテンツを継続的に監視し、放送局およびスポンサーの権利保全が確実に維持されるようにする。IOC は、メディア組織が無認可のコンテンツを発見した場合にはただちに、monitoring2010@olympic.org で IOC TMS デジタル・メディア部長 Stéphane Kanah に連絡するよう求めている。

8. 違反

IOC は、本ガイドラインの順守を確実なものとするため、独自の裁量により、オリンピック競技大会の資格認定を受けた組織または個人の資格認定を通知なく取り消す場合がある。IOC は、本ガイドラインへの違反に関連し、金銭的損害に対する法的措置およびその他の制裁を含む対処を

² すべてのNOCおよびそのウェブサイト・アドレスのリストについては、www.olympic.org/nocを参照のこと。

講じる権利を留保する。

注：

「オリンピックマーク」とは、オリンピックシンボルおよび競技大会マークを意味する。

「オリンピックシンボル」とは、単独で使用される5輪の輪を意味する。

「競技大会マーク」とは、競技大会を特定する公式エンブレム、マスコット、絵文字およびその他のロゴおよび記章を示し、オリンピックシンボルはこれには含まれない。